**内容及び手続の説明及び同意について**

介護保険事業者は、介護保険サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等

に対し、運営規程の概要等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を

記載した文書（＝「重要事項説明書」）を記載した文書を交付して説明を行い、提供の開

始について文書により同意を得なければなりません。

１ 内容及び手続の説明及び同意

○ 重要事項説明書を交付して説明した際には、利用申込者が当該文書の交付及び重要事項

の説明を受け、内容に同意したことが確認できるよう利用申込者の署名及び押印を得

てください。

○ 記載の方法は必ずしも上記に限りませんが、記録等から重要事項説明書について説明

した日、説明者、交付したこと、内容に関する同意を得たことが確認できるようにし

てください。

○ 特に「サービス提供開始についての同意」は、利用申込者及びサービス事業者双方を

保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容について確認を得てください。

２ 重要事項説明書に記載すべきと考えられる事項

ア 法人、事業所の概要（法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど）

イ 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間

ウ サービスの内容、利用料その他の費用の額

エ 従業者の勤務体制（従業者の職種、員数及び職務の内容）

オ 通常の事業の実施地域

カ 緊急時等における対応方法

キ 苦情処理の体制

（事業所担当、市、区、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載）

ク その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

（従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応など）

【注意】※重要事項説明書の内容と運営規程の内容に齟齬がないようにしてください。

３ その他

契約締結の際には、感染症の発生時や地震、台風、大雪等の自然災害時における連絡方

法や具体的な対応についても利用者によく説明し、その理解を得るよう努めてください。

指導事例

・重要事項説明書を交付していなかった。

（交付したことが記録から確認できなかった。）

・契約書しか作成されておらず、重要事項説明書を作成していなかった。

・重要事項説明書に最新の状況を反映していなかった。